

身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものになります。

各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。
申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。

登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

本証明書は法務局の各都道府県の本局への申請となります。群馬県での申請先は下記のとおりとなります。詳細については、法務局へお問い合わせ下さい。

申請されるとき申請用紙の「証明事項欄」には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」欄にチェックを入れて、申請して下さい。

〒371-8535 前橋市大手町2丁目3番1号
前橋地方法務局
電話：027-221-4466（代表）

身分証明書の見本

身分証明書	
本籍	群馬県〇〇市〇町
本人氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。	
2. 後見の登記の通知を受けていない。	
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。	
上記のとおり証明する。	
平成〇年〇月〇日	
群馬県〇〇市長	〇〇 <input type="checkbox"/>

登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	群馬県〇〇市〇町〇〇
④本籍	群馬県〇〇市〇町〇〇
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。	
平成〇年〇月〇日	
前橋地方法務局 登記官	〇〇 <input type="checkbox"/>